

大気汚染防止の観点から、地球にやさしい自動車の開発・普及を図るため、排出ガス性能および燃費性能の優れた自動車は税額を減額し、新車新規登録から一定年数を経過した自動車は税額を増額する制度です。

●自動車税が減額される自動車

平成19年度については、平成18年4月から平成19年3月末までに新車新規登録した低公害車(ハイブリット車を除く)や、低燃費車で、

かつ低排出ガス認定車が減額の対象となり、税率は概ね25%から50%減額されます。

なお、平成18年度に減額されていた平成17年4月から平成18年3月までに新車新規登録したものについては、平成19年度から減額の対象外となりますので、ご注意ください。

●自動車税が増額される自動車

新車新規登録から11年を経過し

たディーゼル車や、同じく13年を経過したガソリン車(LPG車を含む)については、概ね10%を増額します。(増額は対象車が抹消登録され、課税対象外となるまで。)

【問い合わせ先】

鹿児島県自動車税管理事務所

Tel 099-261-5611

※4月1日以降問い合わせ先

鹿児島地域振興局

Tel 099-261-5611

固定資産評価額を確認しよう

縦覧制度は、「土地・家屋価格等縦覧帳簿」により、ほかの土地や家屋と比較して、自己所有の土地や家屋の資産評価額が適正かどうかを確認できる制度です。

縦覧できる事項

【土地価格等縦覧帳簿】

所在、地番、地目、地積、評価額

【家屋価格等縦覧帳簿】

所在、家屋番号、種類、構造、床面積、建築年、評価額

縦覧期間

平成19年4月2日(月)～5月31日(木)  
(ただし土・日・祝日を除く)

縦覧場所

長島町役場 税務課、指江庁舎 総合管理課

縦覧できる人

- ・固定資産税の納税者および納税者と同居の親族、相続人
- ・固定資産税の納税管理人
- ・固定資産税の納税者の代理人(委任状が必要)

持参するもの

印鑑、運転免許証など本人と証明できるもの

【問い合わせ先】役場税務課

電話 0996-86-1111 内線 1125

**未納になっている町税はありませんか  
3月30日までに納付しましょう**

町税の年度内完納を

3月は年度末であり町県民税・固定資産税・軽自動車税・国民健康保険税・介護保険料の納付がお済みでない方は、早めに納税計画を立てられて、年度内完納(3月30日(金)までに納付)して下さるようお願いいたします。

軽自動車の異動手続き

長島町に軽自動車(125cc以下の単車等、役場税務課窓口で標識の交付を受けたもの)を登録している方で、紛失、盗難等の理由により、現在所有していない場合は、3月30日(金)までに廃車の手続きを済ませてください。他人に譲渡した場合、所有者が死亡・転出をされている場合は名義変更の手続きが必要で

す。

※4月1日以降に廃車の手続きをした場合、その年の軽自動車税は納めていただけかなければなりませんので、早めに手続きを済ませてください。

【問い合わせ先】役場税務課

Tel 0996・86・1111

内線 1126

125ccを超える単車、軽四輪自動車等の場合は、最寄りの軽自動車協会または陸運支局で手続きをしてください。

【問い合わせ先】

鹿児島県軽自動車協会

Tel 099・261・4011

鹿児島陸運支局

Tel 050・5540・2089